

函 福 管

令和3年(2021年)5月31日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

民生委員・児童委員世帯調査用 閲覧名簿の一部紛失について

(保健福祉部管理課)

民生委員・児童委員世帯調査用 閲覧名簿の一部紛失について

1 民生委員・児童委員世帯調査

民生委員法第14条は、民生委員・児童委員（以下、「委員」という。）の職務として、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握することをはじめ、援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う他、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うことなどを定めている。

本調査は、委員が上記職務を果たすことができるよう、毎年度1回、各担当地域内の世帯の情報（住所、生年月日、性別、続柄、氏名）を記載した閲覧名簿を市役所本庁舎の会議室で閲覧し、援助活動に必要な住民情報を把握、確認するものである。

令和3年度の調査期間：4月30日（金）～5月17日（月）※

2 紛失の経緯

5月13日（木）、上記調査の閲覧名簿一枚が紛失していることが判明した。

（1）紛失名簿記載事項

（ア）記載世帯数：17世帯（24人）

（イ）記載情報：住所、生年月日、性別、続柄、氏名

（2）閲覧状況等

・市内を30の区域に分け、区域ごとに閲覧名簿を作成している。一つの区域を複数の委員が分担して対応しているため、同一の名簿を複数の委員が閲覧している。

・各委員は、閲覧会場となる市役所本庁舎会議室で、職員が常駐する中、担当する区域の名簿を閲覧し、住民情報を確認する。

・各委員は予め日時を調整のうえ閲覧に来ており、今回の調査では1日につき40～50人の委員が名簿閲覧のため来庁した。

・閲覧は、午前の部、午後の部に分けて実施し、閲覧時間終了後に、市職員が全名簿の枚数を確認している。

(3) 紛失後の対応

- ・5月13日(木) 午後の部の閲覧終了後、名簿が1枚紛失していることが判明した。
- ・紛失した閲覧名簿に記載されていた世帯に対しては、既に訪問のうえ、本件について報告および謝罪を行った。
- ・委員への聞き取りにより5月6日(木)の時点では当該閲覧名簿は紛失していないことが分かったこと、また、職員による枚数確認に誤りがあったことも考えられることから、5月6日から13日までの間に閲覧のため来庁した委員全員に電話で確認をしたが、誤って持ち帰った委員はおらず、現在、名簿の発見には至っていない。
- ・民生児童委員連合会を通じ、改めて5月6日から13日までの間に閲覧のため来庁した委員全員に連絡、確認をしたが、紛失した閲覧名簿に関する情報は寄せられていない。

3 再発防止

市職員および委員に対しても、個人情報に掲載された閲覧名簿の取り扱いについて、改めて厳重な注意を徹底することはもとより、閲覧を終えた委員の退室時には、誤って名簿を持ち帰るなどのトラブルがないよう注意を促すとともに、閲覧方法の改善を検討するなど、再発防止を徹底する。

※ 5月17日は新型コロナウイルス対応業務発生のため中止。6月1日～2日に振替実施。